

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

【名古屋出入国在留管理局】参観について

出入国管理及び難民認定法の第55条の15に書いている参観（収容施設を見学すること）についてご案内します。

【参観の受付】

名古屋出入国在留管理局では、収容場の参観を10人までのグループで受け付けています（※）。

参観を希望する人は、P2の「参観申出について」に沿って申し込んでください。

P4 - 5の「参観プログラムと注意すること」を必ず確認してください。

※ 学術研究のため必要と認める場合については、一人でも申出ができますことがあります。電話でそのことお知らせください。

【受付期間】

現在、令和7年12月10日（水）又は12月24日（水）の参観希望を受け付けています。

※ 参観をするのは、どちらか1日だけです。申し込んでも参観できないこともあります。

【担当部署】

名古屋出入国在留管理局総務課広報係

TEL：0570-052259（010#）

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

さんかんもうしで 参観申出について

(1) 入管に電話する(参観したい日のだいたい7週間前)

①～④を準備して、名古屋入管(※)まで電話してください。

① 団体名・代表者の名前

② 参観を希望する時間(第3希望まで教えてください。ただし希望する
日にならないこともあります。)

③ 参観希望人数(10人まで)

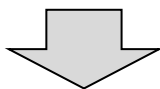
④ 代表者の電話番号とメールアドレス

※ 問合せ先：名古屋出入国在留管理局 総務課 広報係

TEL：0570-052259 (総務課の番号：010#)

○ 同じ日に希望が多いときは、はじめての参観する人を優先します。

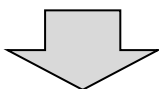
○ 同じ日時にほかのグループから希望があったときは、一緒に参観してもらうことがあります。



(2) 参観の申出(参観したい日のだいたい6週間前)

電話で話した後、こちらから案内する紙(参観申出書と参観希望者名簿)

に必要なことを書いて、メールで送ってください。

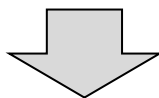


Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

(3) 結果通知 (参観したい日のだいたい4週間前)

参観ができるかできないかについて電話かメールでお知らせします。

- 参観ができる場合は、入管に来てもらう日・時間・必要な物についてもお知らせします。



(4) 参観当日

入管から教えてもらった日時に総務課まで来てください。

写真付きの身分証明書を持ってきてください。

例えば：在留カード・旅券（外国人）、マイナンバーカードなど

顔写真付きの身分証明書を持っていない人は教えてください。

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

さんかん ちゅうい 参観プログラムと注意すること

さんかん 参観プログラムについて

- ① にゅうかん しごと しょうかい
入管の仕事を紹介します
- ② さんかん けんがく き せつめい
参観（見学）のときに気をつけてほしいことを説明します
- ③ しゅうようば けんがく
収容場の見学

※ ぜんぶ じかん
全部で1時間くらいかかります

※ とうじつ しゅうようば じょうきょう じかん さんかんばしょ へんこう
当日の収容場の状況によって、時間と参観場所の変更、もしかしたら
どうが み さんかん
動画を見てもらう参観となることもあります。

りゅういじこう き 留意事項（気をつけること）について

さんかん ひ りゅういじこう まも せいやくしょ やくそく かみ ていしゅつ
参観の日に、「留意事項」を守ることについて、誓約書（約束する紙）を提出

していただきます（ひづけ しよめい じしよ ひつよう
日付と署名（自署）が必要です）。

りゅういじこう まも さんかん ちゅうし ちようしゃ かえ
「留意事項」を守らないと、参観を中止して、庁舎から帰ってもらうことがあ
るので注意してください。

りゅういじこう ○ 留意事項

- (1) しょくいん ゆうどうおよ し じ したが
職員の誘導及び指示に従うこと。
- (2) さんかんまえ しゃしんづ みぶんしょうめいしょ ほんにんかくにん う
参観前に写真付き身分証明書による本人確認を受けること。
- (3) さんかんまえ てにもつ あず きんぞくたん ちきとう しんたいけんさ う
参観前に手荷物を預け、金属探知機等による身体検査を受けること。
- (4) たばこ、ライターその他の施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上
た かんりうんえいじょう

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

支障を生ずるおそれがある物品を持ち込んで서는ならないこと。

(5) カメラ、ビデオカメラ、録音機、携帯電話その他これらに類する物品を携帯し、又は使用して서는ならないこと。

(6) 名古屋出入国在留管理局長の許可なく、被収容者等と会話し、又は物品を授受して서는ならないこと。

(7) 大声、騒音、被収容者の心情を害する発言、特異な服装その他の被収容者の処遇の適切な実施又はその安全かつ平穩な共同生活に支障を生じるおそれのある言動等をして서는ならないこと。

(8) 参観に際しては、酒気を帯びて서는ならないこと。

(9) 参観に際して、陳情・要求行為、示威行為等を行ってはならないこと。

(10) 職員の指示及び留意事項に従わない場合は、参観を中止することがあること。

荷物について

見学の前に、金属探知機による身体検査（セキュリティ・チェック）などをするので協力してください。また、収容場に入る前には体温をチェックして、手と指の消毒をします。マスクもつけてもらいます。

荷物を持って収容場へ入ることはできないので、気をつけてください。

※ 持ってきた荷物は決められた場所に置いて、見学してもらいます。